所定疾患施設療養費について

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎、尿路感染症等を発症した場合における施設での医療について、以下のような条件を満たした場合に評価されることとなりました。当施設では、所定疾患施設療養費を適切に算定し、ご利用者の健康や安心に繋げて参りたいと考えております。
厚生労働省の規定に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況について公表いたします。

～算定条件～

１．所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態になった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が適切に行われた場合に（Ⅰ）を算定するときは、１回に連続する７日を限度とし月１回に限り算定する。（Ⅱ）を算定するときは、１回に連続する１０日を限度とし月１回に限り算定する。１月に連続しない１日を７回又は１０回算定することは認められないものであること。
※（Ⅱ）を算定する場合は、検査等をする医師が介護保険施設の医師が感染症対策に関する内容を含む研修を受講していること。
２．所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
３．所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。※（Ⅰ）（Ⅱ）共通
イ　肺炎　　ロ　尿路感染症　　ハ　帯状疱疹　　二　蜂窩織炎　　ホ　慢性心不全の増悪
４．算定するにあっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療記録に記載しておくこと。
５．請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
６．当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表にあたっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の状況を報告すること。

２０２４年度所定疾患施設療養費算定状況

		４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	合計
肺炎	人数													0
	日数													0
尿路感染症	人数	1	4	6	5	3	4	5	6	2	5	5	3	49
	日数	4	31	39	45	25	21	37	26	16	26	37	23	330
帯状疱疹	人数													0
	日数													0
蜂窩識炎	人数													0
	日数													0
心不全の増悪	人数													0
	日数													0